

個人情報保護規定

目 次

第1章 総則（第1条 第2条）

第2章 管理体制（第3条 第5条）

第3章 保有個人情報の取扱い（第6条 第12条）

第4章 情報システムにおける安全の確保等（第13条 第18条）

第5章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第19条 第20条）

第6章 安全確保上の問題への対応（第21条 第22条）

第7章 点検の実施（第23条 第24条）

第8章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、財団法人 全日本地域研究交流協会（以下「当協会」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、当協会の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第2条の定めるところに準ずる。

第2章 管理体制

（個人情報保護管理者の責務）

第3条 当協会に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）1名を置き、専務理事をもって充てる。

2 保護管理者は、当協会における保有個人情報の管理に関する規程・内規等の策定と改定、関係者への通達、保有個人情報を取り扱いに関する内部監査等全ての個人情報に関する管理責務を有し、当該業務を総括する。

（職員研修）

第4条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員・嘱託職員（職員・嘱託職員・派遣労働者を含み、以下「職員」という。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

2 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの構築、運用、管理に関する業務に従事する職

員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、情報システムの運用、管理及びセキュリティ対策に関して必要な研修を行う責務を有す。

（職員の責務）

第5条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定めを遵守するとともに、保護管理者の指示や内規等に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第3章 保有個人情報の取扱い

（アクセス権の制限）

第6条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者を、その利用目的を達成するために必要最小限の職員に限るものとしてアクセス権を設定する。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の利用目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

第7条 職員は、業務上の利用目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については、保護管理者の指示に従わなければならない。

（1）保有個人情報の複製

（2）保有個人情報の送信

（3）保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

（4）その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼす恐れのある行為

（誤りの訂正等）

第8条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

（媒体の管理等）

第9条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

（廃棄等）

第10条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

（保有個人情報の取扱状況の記録）

第11条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

（個人情報ファイル簿の管理等）

第 12 条 個人情報ファイル簿は、保護管理者が整備し、保管及び公表する。

2 保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき個人情報ファイルを保有したとき、又は個人情報ファイル簿に記載されている事項を訂正等する必要があるときは、個人情報ファイル簿を更新する。

第 4 章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第 13 条 保護管理者は、保有個人情報(以下、本条及び第 15 条から第 17 条において情報システムで取り扱うものに限る。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、IC カード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第 14 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第 15 条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(端末の限定)

第 16 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第 17 条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、必要に応じ、端末の固定、執務室の施錠等の措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んでではない。

(第三者の閲覧防止)

第 18 条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

第 5 章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第 19 条 保護管理者は、法第 9 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等により措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第20条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

第6章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第21条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する義務を有す。また、保護管理者は理事長に報告する義務を有す。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を把握し、当該事案の内容等について速やかに理事長に報告する。

4 前項による報告を受けた理事長は、速やかに事案に係る組織に通報する。

5 保護管理者は、調査委員会を発足し、事案の発生した原因を究明し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第22条 理事長は必要があると認めるときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第7章点検の実施

(点検)

第23条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行う。また、必要があると認めるときは、その結果を理事長に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第24条 保有個人情報の適切な管理のための措置については、点検等の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第8章雑則

(達等の定め)

第25条 開示請求、訂正請求、利用停止請求等の事務処理及び手数料等に関し必要な事項は、別途定める。

2 本規程の定めのほか、個人情報保護の事務処理に必要な事項は、保護管理者が起案し理事長が定めるものとする。

附則

この規則は、平成17年11月01日から施行する。